

障がい手当のご案内

特別児童扶養手当《支給対象者》次のいずれかに該当する20歳未満の障がい児を監護、養育されている方

① I Q 35以下、または身体障がい1、2級程度の方 月額 52,500円

② I Q 50以下程度、または身体障がい3級程度の方 月額 34,970円

※令和2年4月から額改定されました。

※認定は診断書の内容で判定されます(手帳の写しによる申請が可能な場合もあります)。

※障がい名で手当に該当する場合があります。ご相談ください。

障害児福祉手当《支給対象者》次のいずれかに該当する20歳未満の障がい児

①身体障がい1級程度の方

② I Q 20以下の方

③上記と同程度の障がい、または病状で、常時介護が必要な方

※認定は診断書の内容で判定されます(手帳の内容によっては、省略できる場合もあります)。

【国制度】月額14,880円 ※令和2年4月から額改定されました。

【県制度】次の方は、県から加算がつきます。

●身体障害者手帳1、2級かつ療育手帳A判定の方(I Qのみで) 月額 6,900円

●身体障害者手帳1、2級、または療育手帳A判定の方(I Qのみで) 月額 1,150円

特別障害者手当《支給対象者》次のいずれかに該当する20歳以上で重度の障がい者

①身体障がい1、2級程度の障がいを重複して有する方

②身体障がい1、2級程度、または I Q 20以下もしくは、これと同程度の障がい、または病状を有する方で日常生活においてほぼ全面的に介護が必要な方

※その他該当要件があります。

※認定は診断書の内容で判定されます(手帳の内容によっては、省略できる場合もあります)。

【国制度】月額 27,350円 ※令和2年4月から額改定されました。

【県制度】次の方は、県から加算がつきます。

●身体障害者手帳1、2級かつ療育手帳A判定の方(I Qのみで) 月額 6,850円

●身体障害者手帳1、2級、または療育手帳A判定の方(I Qのみで) 月額 1,050円

愛知県在宅重度障害者手当《支給対象者》次のいずれかに該当する障がい者

1種…身体障害者手帳1、2級かつ I Q 35以下の方 月額 15,500円

2種…身体障害者手帳1、2級、または I Q 35以下・身体障害者手帳3級かつ I Q 50以下の方
月額 6,750円

※65歳以上で初めて手帳取得した方を除きます。

あま市心身障害者扶助料

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方にはその等級に応じて手当が支給されます。ただし、施設入所者(介護入院を含む)は除きます。

各手当について

※所得制限がある手当もあります。

※支給対象者であっても手当によって支給に制限があります(施設入所、継続して3か月を超える入院など)。

※制限理由がなくなった場合は、再度申請していただければ受給できます。

※詳しくはお問い合わせください。

問合せ 社会福祉課 ☎444・3135 FAX443・3555